

雨水の利用の推進に関する法律第二条第二項の法人を定める政令案要綱

第一 法第二条第二項に規定する独立行政法人等

一 法第二条第二項に規定する独立行政法人等のうち、独立行政法人として、自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金等を定めること。
(第一号関係)

二 法第二条第二項に規定する独立行政法人等のうち、特殊法人として、日本私立学校振興・共済事業団、沖縄振興開発金融公庫等を定めること。
(第二号から第五号関係)

第二 附則

一 この政令は、雨水の利用の推進に関する法律の施行の日（平成二十六年五月一日）から施行するものとする。
(附則第一項関係)

二 国立大学法人、日本司法支援センター等について、独立行政法人とみなして法の規定を準用するため
の改正を行うこと。
(附則第二項及び第三項関係)